

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、定款第3章第5条に定められた賛助会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する個人又は団体を賛助会員とする。

第3条（議決権）

賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本会の賛助会員となるためには、別に定める会員入会申込書を提出し、本会理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって通知する。また、会員資格は1年度単位とし、年度途中入会にかかわらず、入会月から当該年度末までに退会の申し出がなければ、資格期間を自動更新するものとする。

第5条（会費および納入）

年会費 3万円

会費の納入と用途は以下のとおりとする。

- 1) 会費は指定された期日までに、本会の指定する方法で納入しなければならない。本会は、会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、賛助会員となる期間の起算日は申し込み日とする。
- 2) 会費は通常会費として扱い、正会員・特別会員・賛助会員等で構成する本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるものとする。

第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、すでに納入された年会費は返還しない。

第7条（除名）

賛助会員が以下の各事項のいずれかに該当すると判断された場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者へ資格を継承することはできない。

- 1) 本会定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に挙げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失を問わず、本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合

第8条（守秘義務）

賛助会員は、本会の許可を得ずに、会員として知りえた本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報等に関し本会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- 4) その他、本会理事会が不適切と判断する行為

第10条（特典利用）

賛助会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本会からのニュース、その他情報の取得
（郵送物は1会員につき1部、メールは1会員につき1ヶ所とする。）
- 2) 本会が開催する各種研修会・講演会・その他の行事への参加
- 3) 本会が設置した相談窓口の利用
（本会が開所している指定時間・曜日に限る。利用回数制限はない。）
- 4) 本会のホームページへのリンク

第11条（その他）

本会の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害について賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

- 1) 本規約は令和元年8月20日から施行する。